

経 営 管 理 権 集 積 計 画

町が経営管理権の設定を受ける森林										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在			林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢			
	大字	小字	地番									
1	禪定寺	平	5	1	2	山林	4.82	ヒノキ	51～74	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	町は、森林の多面的機能を発揮させるため（防災機能の回復、木材生産性の向上（概ね30年後を目途））、左記の存続期間中に間伐を1回以上実施する。
2	〃	〃	6	1	2	山林						
3	〃	〃	7	1	2	山林						
4	〃	〃	8	1	2	山林						
5	〃	〃	9	1	2	山林						
6	〃	堺ヶ尾	4	1	3	山林	1.85	ヒノキ	42			
7	〃	〃	6	1	3	山林						
8	〃	落合	7	1	5	山林	1.28	ヒノキ	44～62			
9	(以下余白)											
10												